



母子家庭をとりまく現状と課題

～人権としての自立とエンパワメント～

神戸学院大学教員
神原 文子

1 母子家庭等の「自立」の考え方

母子家庭等への自立支援について論じる時、まずはじめに、「自立」とはどのようなことか？なぜ「自立支援」なのか？さらに、どのような視点で、母子家庭等への自立支援を考えるのか、と、自問自答しておくことが必要だろう。というのは、これらの間が、あまりに“わかりきったこと”だからなのか、不問に付されている場合が少なくないからである。

ここでは、紙面の都合で詳しい説明は省略するが、私は、「自立とは、だれであれ、“自分なりの自分らしい生活”を自分で選び、それを具体化できる諸条件である」と捉えている。もう少し言葉を補えば、自立は、必要な生活諸条件をどれだけ確保できるかという程度を問う概念であり、どのように確保するかという方法を問う概念ではない。自立とは、自分ひとりで、だれの助けも借りないで必要な生活諸条件を確保できる場合だけを言うのではなく（現実には、ありえない！）、様々な他者との直接的・間接的な関わりをとおして、生活に必要な物・人・情報などの生活諸資源を確保できることなのである。そのうえで、「自立した生活を営むことは人権である」とみなすことが、私の自立論の出発点である。

2 母子家庭の生活が厳しいのはなぜか

“自分なりの自分らしい生活”を求めて離婚し、あるいは、未婚・非婚で出産し、そして、子どもの養育を引き受けた親たち。運命的に、その親のもとで生きることになった子どもたち。しかし、いざ、ひとり親家庭をスタートさせようとする、と、現実には厳しく、自立など、ほど遠い。なぜだろうか。箇条書きに列挙しよう。

- ①わが国は、戦後、男性中心で性別役割分業型の社会を完成させ、そのなかで、労働市場における賃金体系にしても、税制度にしても、社会保障制度にしても、「夫が働き、妻は家庭を守る」という性別役割分業型の家族形態を基準にして組み立てられてきたこと。
- ②男性には、目一杯働かせて家族を養える生活給を保障

する一方で、女性には、結婚までの補助的・一時的労働と結婚後の“良妻賢母”が期待されてきたこと。既婚女性がパート就労するのも、“良妻賢母”のレベルアップのためである場合が少なくない。

- ③ひとり親家庭の現在の生活が厳しいのは、シングル・マザーの多くが、結婚退職し、家事・育児に専念するという、離婚するまでは、社会から期待された生き方を選択してきたゆえであること。
- ④結婚前には、だれしも、結婚後の生活を予測できるわけではなく、また、離婚を想定して結婚するわけではなく、離婚という事態に備えていないこと。
- ⑤離婚、未婚・非婚の母、ひとり親家庭などが、未だ、多様なライフスタイルの一種であるとは社会的に位置づけられていないために、積極的な支援対象になっていないこと。
- ⑥現行の家族制度では、夫婦間の問題は夫婦で解決するしかなく、しかも、権力関係に差がある夫婦において、“円満な”協議離婚は、実際には極めて困難であり、母子が、生活の目途も立っていない状況で母子生活をスタートしている場合が少なくないこと。
- ⑦離婚にせよ、未婚・非婚にせよ、わが国では、子どもを引き受けた親が養育の全責任を引き受けることがまだまだ当然視されており、もう1人の親の養育責任が社会的に追求されるしくみがないこと。
- ⑧一旦、退職した女性たちが、正社員として雇用されるのはごく一部であり、しかも、正社員となれば、男性並みの就労が期待されるため、母親たちの多くは、パートタイムで働くしかないこと。しかも、わが国では、パート就労は低賃金というのが相場である。
- ⑨「子どもの人権」保障が立ち後れているわが国では、生まれに関わりなく、すべての子どもが自立できる支援策が不十分であること。母子家庭支援策の最優先課題は、子どもの自立支援策であり、そのために、母親の自立も期待されるという位置づけを欠いている。
- ⑩わが国では、国民の福祉観が貧しく、まだまだ、「下見て暮らせ」、「恵んでやる」的発想が顕著であり、

“健常”でまじめに働いている人びとのなかに、さまざまな生活困難を抱えた人々が、自分と同程度の生活を保障されるのは我慢ならないという考え方が根強いこと、同時に、生活困難な人びとへの関心も薄いこと。

3 なぜ自立支援をするのか？

離婚や未婚・非婚による親子を前にして、自分勝手に離婚したのだから、あるいは、自分勝手に未婚・非婚の親になったのだからと非難し、勝手にすればいいと放置するのか、あるいは、子どもは社会の宝だから、社会全体で子どもの育ちを支えようと手を差し出すのか、社会全体の人権意識と自らの人権意識が問われる。

のみならず、離婚にせよ、未婚・非婚にせよ、子どもの養育を引き受けた親たちが、がんばってもがんばっても生活が楽にならず、自立困難だとしたら、それは、ひとり親家庭の親のせいではないし、子どもたちのせいでもない。上述のように、自立を困難にしている社会のしくみが歴然と存在していることを度外視できないのである。

21世紀は人権の世紀だと言われる。私自身は、この意味を、“だれもが、自分なりの自分らしい生き方を選び、それを具体化できる”という、ひとりひとりの自立

した生活が、人権として保障される社会になることでありと理解している。それゆえに、自助努力では自立困難な人びとの自立を支援することが、社会保障の役割ということになる。

4 自立へのエンパワメント

今度は、ひとり親と子どもの立場から提案しよう。生活が苦しいから、援助を期待するのではない。精一杯頑張っ、自立したいから、自立に向けた支援を期待するのだ。

ひとり親と子どもが、「がんばったら報われる」、「社会が自立を支援してくれる」と希望をもてることが、ひとり親家庭のなによりの「エンパワメント」なのである。

ひとり親家庭に必要な自立支援によって、親も子どもも、自分らしく生きることができるようになったら、その子どもたちが、「がんばったら報われる」という希望の種を、これからの社会のいたるところで蒔いていくはずだ。

ひとり親と子どもの思いと現実を、まるごと受けとめて欲しい。これからの自立の方途を、一緒に考えて欲しい。頑張りを支えてほしい。エンパワメントの第一歩である。

『母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律』の概要

近年の離婚の急増など母子家庭等をめぐる諸状況の変化に対応し、母子家庭等の自立を促進するため、子育て・生活支援、就労支援、養育費の確保、経済的支援などの総合的な母子家庭対策を推進。

国、地方公共団体による総合的な自立支援体制の整備

- 都道府県等(府、市及び福祉事務所設置町)における総合的な支援(母子自立支援員による相談、情報提供)
- 国の基本方針
- 都道府県等の自立促進計画(地域の実情に応じた自立促進計画の策定)

1. 子育て・生活支援

- ① 保育所優先入所の法定化
- ② 子育て短期支援事業の法定化
- ③ 日常生活支援事業の拡充

2. 就労支援

- ① 母子家庭等就業支援事業の創設
- ② 母子家庭の母の能力開発のための給付金事業の創設

3. 養育費の確保

養育費に関する規定の創設

4. 経済的支援

- ① 母子寡婦福祉資金貸付の充実(児童本人への貸付制度を創設等)
- ② 児童扶養手当制度の見直し
 - ・手当ての受給期間が5年を超えるときは、政令で定めるところにより手当額の一部を支給しないこととする
 - ・手当ての請求期限(5年間)の撤廃

公布 2002(平成14)年11月29日 施行 2003(平成15)年4月1日

推進体制

国

- 基本方針の策定 (2003(H15).3.19告示)
- 調査研究、情報提供、研修会の実施
- 個別事業等の実施
 - ・ ハローワークにおける就業あっせん
 - ・ 特定求職者雇用開発助成金の支給
 - ・ 事業主に対する啓発活動

都道府県 (政令指定都市、中核市含む)

1. 母子家庭等就業自立支援センター事業(就業相談、就業支援講習会、研修、生活相談等)
2. 母子及び寡婦福祉資金貸付金の貸付

情報提供
連絡調整
助言等支援



都道府県等 (府、市及び福祉事務所設置町)

1. 自立促進計画の策定
2. 母子自立支援員の配置
 - ・ 相談、情報提供
 - ・ 職業能力の向上及び求職活動に関する支援等
3. 個別事業の実施
 - ・ 児童扶養手当の支給(2002(H14).8~)
 - ・ 母子家庭自立支援給付金の給付
 - ・ 日常生活支援事業
 - ・ 子育て短期支援事業等

(ただし、都道府県は福祉事務所未設置の町村区域を所管する立場等から、上記の事業等を行う)